



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年11月29日金曜日 第60号

◇ 目 次 ◇

愛媛県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則.....	(県民生活課) ...	757
愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則.....	(環境政策課) ...	758
建築士法施行細則の一部を改正する規則.....	(建築住宅課) ...	760

告 示

農用地利用配分計画の認可.....	(農政課農地・担い手対策室) ...	762
保安林の指定.....	(森林整備課) ...	762
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示(2件).....	(") ...	763
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	763
建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正.....	(建築住宅課) ...	763
委任した指定構造計算適合性判定機関の住所の変更.....	(") ...	764
委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更.....	(") ...	764
道路の供用開始(県道国領高木線).....	(東予地方局管理課) ...	764
建設業者の許可の取消し.....	(") ...	764
道路の区域変更(県道島首五十崎線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	765

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....	(建築住宅課) ...	765
----------------------------	-------------	-----

公 告

争議行為の通知の公表.....	(労政雇用課) ...	770
砂利採取業務主任者試験の合格者の発表.....	(土木管理課) ...	770

規 則

○愛媛県規則第30号

愛媛県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月29日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県青少年保護条例施行規則(昭和42年愛媛県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(管理者の要件) 第7条 省略 2 条例第5条の4第2項第3号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。 (1) 未成年者でないこと。 (2) 精神の機能の障害により自動販売機等の管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。	(管理者の要件) 第7条 省略 2 条例第5条の4第2項第3号の規則で定める要件は、 <u>未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこと</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第31号

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第3条、別表第2、別表第3関係）			別表第1（第3条、別表第2、別表第3関係）		
事業の種類	事業の要件		事業の種類	事業の要件	
1～4 省略			1～4 省略		
5条 例別表5 の項 に掲 げる 事業 の種 類	(1)～(4) 省略		5条 例別表5 の項 に掲 げる 事業 の種 類	(1)～(4) 省略	
	(5) 出力が20,000キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事業				
	(6) 出力が20,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事業				
	(7) 出力が5,000キロワット以上である風力発電所の設置の工事業				
	(8) 出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業				
6～17 省略			6～17 省略		
別表第2（第34条、第56条関係）			別表第2（第34条、第56条関係）		
対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1～12 省略			1～12 省略		
13 別表第1 5の項(5)又は(6)に該当する対象事業	(1) 発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。			
	(2) 対象事業が実施されるべき区域の位置	修正前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。			
14 別表第1 5の項(7)又は(8)に該当する対象事業	(1) 発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。			
	(2) 対象事業が実施されるべき区域の位置	修正前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。			
15 省略			13 省略		
16 省略			14 省略		
17 省略			15 省略		
18 省略			16 省略		
19 省略			17 省略		
20 省略			18 省略		

○愛媛県規則第32号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年愛媛県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(免許の申請)</p> <p>第 4 条 法第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第 1 号様式による免許申請書に、<u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</u> _____ を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(免許の取消しの申請及び免許証等の返納)</p> <p>第 9 条 省略</p> <p>2 <u>二級建築士若しくは木造建築士又はそれらの法定代理人若しくは同居の親族は、法第 8 条の 2 (第 3 号に係る部分に限る。) の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 <u>二級建築士又は木造建築士が法第 9 条第 1 項 (第 1 号及び第 2 号を除き、第 3 号にあつては法第 8 条の 2 第 2 号に掲げる場合に該当する場合に限る。) 若しくは第 2 項又は第 10 条第 1 項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士又は木造建築士 (法第 9 条第 2 項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はそれらの法定代理人若しくは同居の親族) は、取消しの通知を受けた日から 10 日以内に、免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。</u></p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第 10 条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第 4 項の届出があつた場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の理由及び年月日を記載する。</p> <p>2 省略</p> <p>(県指定登録機関への書類の交付)</p> <p>第 12 条の 11 知事は、県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付若しくは提出を受けたときは、県指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。</p> <p>(1) 法第 5 条の 2 若しくは第 8 条の 2 の規定又は第 9 条第 4 項の規定による届出 当該届出に係る事項</p> <p>(2) ・ (3) 省略</p> <p>(免許の取消し等の処分の通知)</p> <p>第 12 条の 12 知事は、県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第 9 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき、又は法第</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第 4 条 法第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第 1 号様式による免許申請書に、<u>戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第 7 条第 2 号に該当しない旨の登記事項証明書 (後見登記等に関する法律 (平成 11 年法律第 152 号) 第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書をいう。)</u> を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(免許の取消しの申請及び免許証等の返納)</p> <p>第 9 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 <u>二級建築士又は木造建築士が法第 9 条第 1 項 (第 1 号及び第 2 号を除き、第 3 号にあつては法第 8 条の 2 第 3 号に掲げる場合に該当する場合に限る。) 又は法 _____ 第 10 条第 1 項の規定により免許を取り消された場合においては _____</u> _____、取消しの通知を受けた日から 10 日以内に、免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第 10 条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第 3 項の届出があつた場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の理由及び年月日を記載する。</p> <p>2 省略</p> <p>(県指定登録機関への書類の交付)</p> <p>第 12 条の 11 知事は、県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付若しくは提出を受けたときは、県指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。</p> <p>(1) 法第 5 条の 2 若しくは第 8 条の 2 の規定又は第 9 条第 3 項の規定による届出 当該届出に係る事項</p> <p>(2) ・ (3) 省略</p> <p>(免許の取消し等の処分の通知)</p> <p>第 12 条の 12 知事は、県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第 9 条第 1 項 _____ の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき、又は法第</p>

10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはそれらの免許を取り消したときは、次に掲げる事項を県指定登録機関に通知するものとする。

(1)～(3) 省略

(県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第12条の14 県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第4条第1項、第5条、第7条、第8条、第9条第5項及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、第5条第1項中「第2号様式による二級建築士免許証又は第3号様式による木造建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第7条第2項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第3項及び第8条の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「免許証再交付申請書」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第10条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第4項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第12条の11の規定により第9条第4項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

第1号様式(第4条関係) 二級建築士免許申請書 木造 (表)

省略

Form for 2nd Level Architect License Application (Wooden Structure). Includes fields for name, birth date, gender, address, phone, exam date, and criminal record.

10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはそれらの免許を取り消したときは、次に掲げる事項を県指定登録機関に通知するものとする。

(1)～(3) 省略

(県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第12条の14 県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第4条第1項、第5条、第7条、第8条、第9条第4項及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、第5条第1項中「第2号様式による二級建築士免許証又は第3号様式による木造建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第7条第2項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第3項及び第8条の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「免許証再交付申請書」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第10条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第3項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第12条の11の規定により第9条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

第1号様式(第4条関係) 二級建築士免許申請書 木造 (表)

省略

Form for 2nd Level Architect License Application (Wooden Structure) with '抄本' (Copy) and '登記事項証明書' (Registration Certificate). Includes fields for name, birth date, gender, address, phone, exam date, and criminal record.

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 精神の機能の障害により二級建築士又は 木造建築士の業務を適正に行うに当たつて 必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。

省略

(裏)

愛媛県収入証紙貼付欄

(消印は、しないこと。)

注 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

省略

(裏)

愛媛県収入証紙ちよう付欄

(消印は、しないこと。)

注 省略

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第779号

令和元年10月23日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和元年11月29日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
高橋 一 敏	愛媛県松山市	愛媛県松山市浅海原甲54番ほか29筆	22,297
前田 俊 彦	愛媛県松山市	愛媛県松山市浅海原甲135番1	2,547
前田 記 央	愛媛県松山市	愛媛県松山市浅海原甲139番1ほか6筆	8,712
上田 敬 一	愛媛県松山市	愛媛県松山市浅海原甲106番1ほか8筆	6,359
村井 克 成	愛媛県今治市	愛媛県松山市浅海原乙14番10ほか3筆	5,489
高橋 伸 夫	愛媛県松山市	愛媛県松山市浅海原乙14番9	9,442
庭瀬 陽 造	愛媛県松山市	愛媛県松山市浅海原乙14番8ほか1筆	6,035
尾上 昇	愛媛県松山市	愛媛県松山市浅海原乙21番4ほか1筆	2,126
前田 泰 明	愛媛県松山市	愛媛県松山市浅海原乙14番7ほか2筆	3,278
株式会社OCファーム暖々の里	愛媛県松山市	愛媛県松山市下難波甲1110番ほか13筆	16,189

田中 成 典	愛媛県松山市	愛媛県松山市船ヶ谷町326番1ほか1筆	1,338
渡部 孝 志	愛媛県松山市	愛媛県松山市安城寺町1368番1ほか7筆	5,896
田中 祐 二	愛媛県松山市	愛媛県松山市泊町1148番1ほか2筆	2,951
渡部 仁 志	愛媛県西条市	愛媛県西条市安用出作160番ほか7筆	8,203
宇高 亮 平	愛媛県四国中央市	愛媛県四国中央市金田町金川1335番ほか4筆	2,750
鈴木 信 行	愛媛県四国中央市	愛媛県四国中央市土居町中村947番ほか9筆	8,668
合同会社GHAアグリ	愛媛県松山市	愛媛県松山市太山寺町甲647番1ほか3筆	1,693
池本 真佐一	愛媛県松山市	愛媛県松山市由良町乙142番3	4,958

2 認可年月日

令和元年11月20日

○愛媛県告示第780号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年11月29日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

南宇和郡愛南町御荘菊川1335・1337の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第781号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（令和元年9月愛媛県告示第507号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年11月29日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡中津村大字黒藤川18番地 亀井栄吉	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡中津村大字黒藤川25番地 高石佐太郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡中津村大字黒藤川26番地 竹内銀藏	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	広島市安芸区矢野西三丁目33番3-5号 西岡正信	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	松山市森松町273番地2 藤岡家喜	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡久万町大字上野尻甲663番地5 藤岡澄男	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第784号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により指定確認検査機関から住所及び確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定（平成24年4月愛媛県告示第474号）の一部を次のように改正し、令和元年12月1日から施行する。

令和元年11月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第782号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（令和元年10月愛媛県告示第617号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年11月29日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
南宇和郡愛南町（次の図に示す部分に限る。）	南宇和郡愛南町正木82 椛本マス	森林所有者
南宇和郡愛南町（次の図に示す部分に限る。）	南宇和郡愛南町正木82 椛本八十太郎	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

南宇和郡愛南町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第783号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和元年12月1日から
令和2年3月13日まで
- 3 作業地域 愛媛県大洲市柚木 地内

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
1 名称及び住所 省略 <u>愛媛県松山市三番町四丁目4番地7</u>	1 名称及び住所 省略 <u>愛媛県松山市宮田町186番地4</u>												
4 確認検査の業務を行う事務所の所在地 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本 社</td> <td><u>愛媛県松山市三番町四丁目4番地7</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	本 社	<u>愛媛県松山市三番町四丁目4番地7</u>	省略		4 確認検査の業務を行う事務所の所在地 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">事務所所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本 社</td> <td><u>愛媛県松山市宮田町186番地4</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	事務所所在地	本 社	<u>愛媛県松山市宮田町186番地4</u>	省略	
名 称	位 置												
本 社	<u>愛媛県松山市三番町四丁目4番地7</u>												
省略													
名 称	事務所所在地												
本 社	<u>愛媛県松山市宮田町186番地4</u>												
省略													

○愛媛県告示第785号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり住所の変更の届出があった。

令和元年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称

株式会社愛媛建築住宅センター

2 住所

(1) 変更前

愛媛県松山市宮田町186番地4

(2) 変更後

愛媛県松山市三番町四丁目4番地7

3 変更年月日

令和元年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称

株式会社愛媛建築住宅センター

2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(1) 変更前

名 称	事務所所在地
本 社	愛媛県松山市宮田町186番地4
省略	

(2) 変更後

名 称	事務所所在地
本 社	愛媛県松山市 <u>三番町四丁目4番地7</u>
省略	

3 変更年月日

令和元年12月1日

○愛媛県告示第786号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第3項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり事務所所在地の変更の届出があった。

令和元年11月29日

○愛媛県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	国領高木線	新居浜市坂井町三丁目甲3393番3地先から 同町三丁目甲3393番4まで	令和元年11月29日

○愛媛県告示第788号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和元年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-29)第10700号	平成29年12月9日	(有)丸石土木	石井 統治	西条市小松町新屋敷甲833-5	令和元年10月4日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止(一部)
(特-29)第11636号	平成29年6月19日	(株)塩見組	西田 恭子	新居浜市宮原町6-31	令和元年10月4日	造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般-27)第17493号	平成27年5月28日	(株)大和	生田 庸子	新居浜市北内町4-1-51	令和元年10月8日	塗装工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第789号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	鳥首五十崎線	喜多郡内子町五十崎甲938番1から 同町五十崎甲982番1まで	旧	メートル 10.4~30.1	キロメートル 0.220	
			新	10.1~20.9	0.220	

訓 令

○愛媛県訓令第17号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年11月29日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表第9(第4条関係) 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項						別表第9(第4条関係) 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事項	決裁区分			組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者					知事	専決者			
			部 長	局 長	課 長				部 長	局 長	課 長		
建築 住宅 課	1~4 省略					建築 住宅 課	1~4 省略						
	5 建築 士法の 施行に 関する 事務	1 二級建築士又は木造建築士 の免許に関する事。 (1)・(2) 省略					5 建築 士法の 施行に 関する 事務	1 二級建築士又は木造建築士 の免許に関する事。 (1)・(2) 省略					
		(3) 省略						(3) 免許証の再交付(細則第 8条第2項)				—	
								(4) 省略					
								(5) 免許証の返納の受理(第 5条第3項)					—

49	省略				
50	省略				
51	省略				
52	省略				

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項並びに52の部に掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2 省略

3 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、43の部1の項並びに52の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

4 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部から52の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

	(6) 死亡等の届出の受理(第8条の2)				
	(7) 免許取消しの申請等の受理(第9条第1項第1号、細則第9条第2項、第3項)				
2	二級建築士試験又は木造建築士試験に關すること。				
	(1) 受験の申込みの受理(細則第16条第1項)				
3	建築士事務所に關すること。				
	(1) 登録の申請の受理(第23条の2)				
	(2) 登録の変更の届出の受理(第23条の5第1項)				
	(3) 設計等の業務に關する報告書の受理(第23条の6)				
	(4) 廃業等の届出の受理(第23条の7)				
50	省略				
51	省略				
52	省略				
53	省略				

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項並びに53の部に掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2 省略

3 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、43の部1の項並びに53の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

4 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部から53の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 ~ 4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ~ (60)の76 省略</p> <p>(60)の77 建築士法第9条第1項第1号及び<u>建築士法施行細則第9条第4項</u>の規定に基づく免許取消しの申請等(県外居住者に係るものを除く。)の受理に関すること。</p> <p>(60)の78 ~ (77) 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(土木事務所長等の専決事項)</p> <p>第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) ~ (13)の81 省略</p> <p>(13)の82 建築士法第9条第1項第1号及び<u>建築士法施行細則第9条第4項</u>の規定に基づく免許取消しの申請等の受理に関すること(県外居住者に係るものを除く。)</p> <p>(13)の83 ~ (26)の16 省略</p> <p>2 ~ 4 省略</p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 ~ 4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ~ (60)の76 省略</p> <p>(60)の77 建築士法第9条第1項第1号<u>並びに建築士法施行細則第9条第2項及び第3項</u>の規定に基づく免許取消しの申請等(県外居住者に係るものを除く。)の受理に関すること。</p> <p>(60)の78 ~ (77) 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(土木事務所長等の専決事項)</p> <p>第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) ~ (13)の81 省略</p> <p>(13)の82 建築士法第9条第1項第1号<u>並びに建築士法施行細則第9条第2項及び第3項</u>の規定に基づく免許取消しの申請等の受理に関すること(県外居住者に係るものを除く。)</p> <p>(13)の83 ~ (26)の16 省略</p> <p>2 ~ 4 省略</p>

附 則

この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長水野満夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和元年11月18日あったので公表する。

令和元年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 (1) 2019年度年末一時金に関する事項
- (2) 組合員の福利厚生ならびに事業所で発生した事項に関する事項
- (3) その他未解決事項の早期解決に関する事項
- 2 日時 2019年12月2日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
公益財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13
公益財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。



○公 告

砂利採取業務主任者試験の合格者の発表について

令和元年11月8日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

令和元年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

受験番号	受験番号
1	3